

# 共同住宅等ごみ集積場指定の流れ

※共同住宅とはアパート、マンション、集合住宅及び宅地分譲地です。

## 蒲郡市内に共同住宅等建設を計画

**入居者が宅地・分譲住宅を購入する前に**  
地区の総代・常会（町内会）の代表者に連絡し、既存の集積場を利用できるのか、または共同住宅等に新たな集積場の指定が必要なのか協議を行ってください。

既存の集積場  
を利用できる  
場合

共同住宅等に  
集積場の指定  
が必要な場合

総代・常会が管理する既存の集積場を利用することを、総代・常会に依頼してください。利用に際しては、総代・常会ごとに守らなければならないルールがあります

集積場の位置を決定し、「共同住宅等のごみ集積場設置協議書」を環境清掃課に提出してもらう必要があります。協議書の様式は蒲郡市環境清掃課ホームページに掲載しています。

収集可能かどうか、収集委託業者が現場確認

収集できる

環境清掃課から要望者に新設が可能であると連絡

**宅地開発業者または分譲住宅建設業者は販売をする際に、購入者に集積場の位置を伝え、購入者の了承を得てください**（販売後に集積場の位置を決めた場合はトラブルになる可能性がありますので、それを防止するためです）

収集できない

環境清掃課から要望者に新設ができないと連絡

総代・常会管理の集積場を宅地または分譲住宅街の外に新設できないか、総代・常会と協議をしてください

問い合わせ先 環境清掃課（クリーンセンター）

〒443-0105

蒲郡市西浦町口田土1 TEL0533-57-4100

FAX0533-57-3924

ホームページ <http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/>

# 共同住宅等ごみ集積場指定の注意点

平成30年4月1日

## 1. 集積場について

蒲郡市のごみ集積場は燃やすごみ集積場と資源物集積場の2種類があり、集積場の管理者は地域の総代・常会（町内会）、または集合住宅管理者です。

総代・常会管理の集積場を利用する際は、常会費の支払、立ち当番、清掃当番など様々な利用条件が定められています。無断使用はできませんので注意してください。

## 2. 集積場の指定について（燃やすごみ・資源物共通）

戸数の多少に関わらず、販売前に地域の総代・常会と集積場についての協議を必ず行って、販売時に購入者に集積場の位置を説明するようにしてください。

総代・常会の代表者の連絡先については環境清掃課にお問い合わせください。

総代・常会との協議後、宅地内に集積場を新設することになった場合は指定場所の地図や宅地内の建物などの配置が分かる平面図を添付し、協議書を環境清掃課に提出してください。

収集可能か不可能か、現場確認の後連絡します。協議書の様式は環境清掃課にあります。蒲郡市ホームページ環境清掃課のページからもダウンロードできます。

## 3. 燃やすごみ集積場の指定について

20戸以上の場合、燃やすごみ集積場をアパート、マンション、集合住宅及び宅地分譲地（以下共同住宅等）に指定する必要があります。

20戸未満の場合、燃やすごみ集積場を地域の総代・常会が管理している集積場に排出するよう推奨しています。また、20戸未満であっても、共同住宅等の周辺にある既存の総代・常会管理の燃やすごみ集積場の容量に余裕がない場合は、燃やすごみ集積場を宅地・分譲住宅街内に指定していただくか、燃やすごみ集積場を宅地・分譲住宅街の外に新たに設置する必要があります。

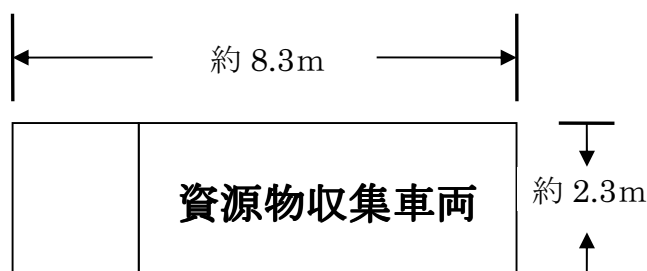
## 4. 資源物集積場の指定について

50戸以上の場合、宅地内に資源物集積場を指定する必要があります。

30戸未満の場合は、既存の総代・常会管理の資源物集積場を利用する機会が多いのですが、宅地・分譲住宅街付近にある既存の総代・常会管理の資源物集積場の容量に余裕がない場合は、宅地内に資源物集積場を指定する必要があります。

資源物集積場には、燃やすごみ集積場よりも広い場所、収集車両の4トントラックを停めることが可能な道路幅と、前日に配布する収集かごを置く広さが必要です。

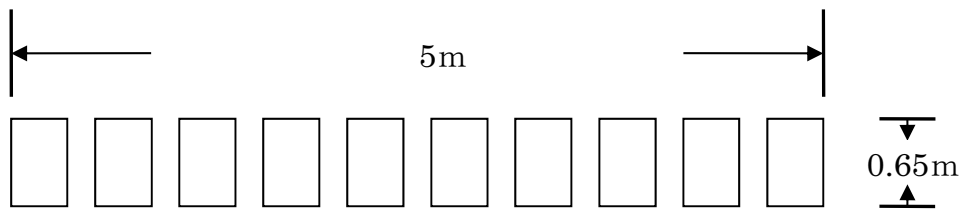
資源物収集車の大きさは縦約 8.3m 横約 2.3m



収集かご 縦 0.632m 横 0.479m

少なくとも 10 個置ける 3.25 m<sup>2</sup>の広さが必要です。

利用者数によってはこれ以上の広さが必要になります。



## 5. 共同住宅等の集積場指定場所の条件について

集積場は、車両が通行可能な公道に面していて、ごみ収集車が通り抜け可能な上、横付けすることが可能な場所である必要があります。

バックが必要な場所は安全上の問題があるため指定できません。

道路高と同一平面とし、他の区画とはコンクリートブロック 2 段積み程度で区分する必要があります。

原則として、扉、塀、門扉等を設けないこと。ただし、美観の保持、鳥獣によるごみの散乱防止等で必要があると認められるときは、ゲージ型又はボックス型の設置が可能となります。設置前に形状などの相談をお願いします。

ごみ集積場として使用する用地について、蒲郡市へ寄附を申し出ることができます。(平成 30 年 4 月以降) 基準があるため、ご希望される方は環境清掃課へご連絡をお願いします。

## 6. 燃やすごみ・資源物の収集日・出す時間について

燃やすごみは東部地区が毎週火・金曜日 西部地区が毎週月・木曜日  
資源物は毎月 2 回で地区ごとに収集日が異なります。詳しくは資源物カレンダーを参照してください。

容器包装プラスチックのみ指定曜日に毎週 1 回収します。

ごみを出せる時間は**収集日の午前 6 時～ 8 時迄**です。

蒲郡市役所市民課、蒲郡市クリーンセンター（環境清掃課）で資源物カレンダーの配布をしています。また蒲郡市環境清掃課のホームページにも掲載しております。

## 7. 違反ごみについて

分別がされていない、燃やすごみを蒲郡市指定の黄色半透明袋に入れていない、ごみ排出時間内に出されていない場合等は**収集できません**。

ごみ出しマナーが悪い場合は管理者から住居者へ指導を依頼する場合があります。

問い合わせ先 環境清掃課（クリーンセンター）

〒443-0105 蒲郡市西浦町口田土 1 TEL 0533-57-4100 FAX 0533-57-3924

ホームページ <http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/>

※詳細は「蒲郡市共同住宅等燃やすごみ・資源物集積場の設置及び管理要綱」を参照